

広島県告示第五百三十三号

広島県水道広域連合企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を次のように定めた。

令和五年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約

務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 広島県水道広域連合企業団（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び広島県水道広域連合企業団情報公開条例（令和五年条例第六号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。（管理及び執行の方法）

第二条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

第四条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第五条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、全て乙の収入とする。

(決算の場合の措置)

第六条 乙の長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を住民に公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を、甲の長に通知するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第七条 乙は、委託事務に適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、その旨を甲に通知するものとする。

(その他)

第八条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和五年四月一日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に

係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。